

一般社団法人シルバーサービス振興会役員退職金規程

(総則)

第1条 一般社団法人シルバーサービス振興会の常勤の役員に対する退職金の支払いについては、この規程に定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、役員が退職し又は解任されたときはその者（役員が死亡したときはその遺族）に支払うものとする。ただし、職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは支給しない。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、その者の報酬額にその者の在職年数を乗じ、さらに12か月で除して得た額とする。

2 前項の退職金の支払額は、総会の決議を経て、その者の職務実績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(在職年数の計算)

第4条 退職金の算定の基礎となる在職年数の月数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算する。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支払いについては引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前各号に掲げるもののほか、役員死亡当時主としてその収入によっ

て生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者が退職金の支払を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、同項各号に掲げる順位による。この場合において、父母にあつては養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職金の支払いについて同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数により、等分して支払うものとする。

(退職金の支払)

第7条 退職金は、法令に基づきその役員の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払うものとする。

2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支払事由の発生した日から1か月以内に支払うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により算出した退職金の額に、百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。